

会 議 録 目 次

平成26年第5回海田町議会臨時会（第1日目）

平成26年6月27日（金）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	第 40 号議案 工事施行協定の締結について・・・・・・・・	3
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	17

7. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 町   | 長 | 山岡寛次  |
| 副町  | 長 | 三宅信行  |
| 総務部 | 長 | 窪地満   |
| 建設部 | 長 | 久保田誠司 |
| 財政課 | 長 | 鶴岡靖三  |
| 総務課 | 長 | 脇本健二郎 |
| 建設課 | 長 | 木村生栄  |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 伊藤仁士 |
| 主幹 | | 宮垣将司 |
| 主任主事 | | 戸成正考 |

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 第40号議案 工事施行協定の締結について

~~~~~○~~~~~

11. 議事の内容

午前 9時00分 開会

○議長（久留島）みなさんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成26年第5回海田町議会臨時会を開会いたします。なお本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますのでご了承ください。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第3に至る各議案でございま

す。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、9番、西田議員、10番、多田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決めます。この際、執行部の出席を求めため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時04分 休憩

午前 9時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第40号議案、工事施行協定の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は、工事施行協定の締結1件を提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。それでは、第40号議案、工事施行協定の締結について。町道3号線の瀬野川東踏切を拡幅するため、工事の施行協定を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第40号議案、工事施行協定の締結について、ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。工事施行協定の内容でございますが、工事名は町道3号線拡幅業務に伴う呉線矢野海田市間86キロ644メートルに位置する瀬野川東踏切拡幅工事でございます。工事の場所は、海田町大正町地内、協定金額は6,683

万 8,000 円、相手方は、西日本旅客鉄道株式会社執行役員広島支社長杉岡篤で、工期は議決の日の翌日から平成 27 年 3 月 31 日まででございます。続きまして、工事の内容についてご説明いたします。資料の 1 の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくっていただき、2 ページ目の上段にあります位置図をご覧ください。工事は、町道 3 号線の大正町地内にある瀬野川東踏切を拡幅し、踏切内に幅員 2 メートルの歩道を新設する工事でございます。次に、下段の平面図をご覧ください。今回の協定範囲は、赤色で網掛けをしている箇所でございます。施工箇所が鉄道軌道敷であり、工事期間中の列車の安全運行を確保するため、鉄道事業者に工事を委託するものでございます。工事の主な内容といたしましては、歩道設置に伴い踏切内の舗装版を現状よりも長いものに交換する軌道工事と、踏切内の電気機器の移設に伴い電力設備を改修する電力工事、支障検知装置、警報器、遮断機などを改修する信通工事でございます。なお、平面図の緑色の網掛けをしている箇所は鉄道軌道敷外の部分で、町施行によって歩道整備を実施する箇所でございます。この工事は既に発注を行っており、7 月の工事着手を予定しております。以上、簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田です。まずね、実質工期、これは町部分は 7 月から着工するということですが、線路部分の実質工期はどれくらいを考慮しておるのかということね、もうひとつには、わずか 6 月定例会が終わってから 2 週間しかたつとらん訳ですが、6 月には間に合わなかったのか、逆にまた 9 月の定例会でもよかったのではないか。これについてどのように考えるかをお尋ねします。そして、施工図のところグリーンか青か知らんけども赤色の部分とある訳ですが、町施行部分というのは、予算的にどこにあったのか、その双方の打ち合わせというか、それができるんかどうかというところがちょっとわからんの予算の箇所、費目というたほうがいいのかな、今発注済みということですが、額はどれぐらいなのかね、いわゆる鉄道部分だけがもう六千六百まあここに提示されとる訳ですが、それ以外にこれは町施行分のいわゆる緑色かここがどれくらいかかるのか、それについてお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず 1 点目の実質工期についてのご質問でございますが、10 月ごろの着手を予定しておりまして、年内の完成を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、今回の臨時議会に諮ることなく、6月定例会又は9月の定例会にかけることができなかつたのかというご質問でございますが、JRの方と協議を進めておりました、協定書の案がこちらの方に到着しましたのが6月の初旬でございました。定例会にはちょっと間に合わないタイミングでございました。また、9月定例会への上程ということですが、先ほど申し上げましたように、広島保線区管内の踏切工事というのは、年間秋から冬までの間、夏の暑さによってレールの伸びが発生しない期間でしか着手できません。したがって、年間の踏切工事のスケジュールというのは、ほぼ決まっております、海田町のものについては最優先で一番初めにやっていただくという予定を組んでいただいております。その関係もございまして、このタイミングで協定を結ばないと、材料等手配する期間等が確保できませんので、その他の市町さんとの踏切工事にも影響が出るということで、やむなくこのタイミングで臨時議会を開催させていただきました。続きまして3点目ですが、まず、海田町の歩道踏切工事の予算の件なんですけれども、平成25年度3月補正によりまして、工事請負費の方に700万の予算を上げさしてもらっております。あ、残させていただきます。それを全額繰越をさせていただきますので、6月末に入札を図っております。請負金額の方なんですけれども、615万6,000円になっております。こちらの工期も12月の26日を予定しております、JRさんの委託工事と併せてですね、年内の完了を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（久留島）それと双方の打ち合わせが進んでおるかというのがあったと思います。建設課長。

○建設課長（木村）双方の打ち合わせにつきましては、これから鉄道事業者さんの方で施工業者を選定されることとなっておりますので、その施工業者さんが選定され次第ですね、工事等についての詳細の打ち合わせの方は実施してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のところではっきりわからんのがね、大体通常だとうちの定例会は、月初めに行われる。まあ材料の準備で若干時間がかかるというのはなんか言い訳みたいな説明ではあるんだが、そこらがね、9月でも十分間に合うとるんじゃないかというのが一つとね、まあ、25年度の予算でやったというんだから、まあ、執行せんとまた再度繰越いうことはできんのでそれはそれでいいのかもわからんけども、いわゆる町施行部分がね、線路と、そのわからんけども、いわゆる安全部分というのか危険部分というの

か逆にね、線路から逆に何メートル離れたところまでが危険なのか、逆に何メートル離れば安全なのか、そこらのところで、この施工資料1の方でね、それが明示されとらんの町業者で安全を云々といわれる説明があるんだから、できるのかということを探ねたんでね、これではわからんけども、これは全部、この図面だけに見る限りはね、恐らく軌道敷やろうと思うんですよ、この赤いところというのがね、ので、その辺、町施行部分が含めて安全にできるのか、逆に安全を考えるのであれば、全部をJRに、その615万円だったかな、その部分もあわせて、安全を考えたときに、委託すべきじゃなかったのかということ再度探ねてみます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず1点目の9月でも間に合ったのではないかとご質問でございますけれども、こちらの方が、海田市駅に近接していることがございますし、呉線が単線ということで上りと下りの電車が行き交う線路になっております。これらのことで、機材の準備には当然時間はかかるんですが、工事期間中の安全運行のために、それらの回路を工事期間中、安全に確保できるような点検であったりとか、そういった安全確保のための必要な時間等もございますので、このタイミングで実施をさせていただいたものでございます。続きまして、町施行の部分につきまして、何メートルまでが安全なのかということですが、こちらの方は建設災害防止要綱というのがございまして、そちらの中で鉄道軌道敷から5メートルの範囲内については、鉄道事業者さんと事前に協議を行った後に工事に着手しなさいというふうな規定がございます。それによりますと、一応軌道敷から5メートルということになります。こちらの緑色に塗らせていただいている部分につきましては、5メートルの中に入る範囲ではございますが、事前にJRさんの方と協議をさせていただいております。この部分については、適正な列車見張り員を設置することで、安全に工事が実施できるということで事前の協議はさせていただいております。3点目、町施行分についても、JRの方に委託してはどうかということですが、赤色の部分がJRさんの管理区域になりまして、緑の部分は町が管理すべき町道部分でございます。JRさんがそういった形で受けていただけるのであれば、そういうことも可能ではあるんですけども、今回につきましてはあくまでもJR管理区域内についてのみJRの方で委託工事で実施するということになっております。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。3点お尋ねをいたします。一つはですね、踏切拡幅工事の協定金額、100パーセント海田町が出費をするのか、JRは全くしないのかどうか、もしするとしたらJRは何パーセント負担するか、これをお尋ねします。二つ目には、今後の維持管理ですね、これはどうなっていくのか、海田町はある程度の財産を取得したことになるんですが、これを財産とみるのかどうか。これはどうなっていくのか。これが三つ目。四つ目めにはね、さっき聞こうかと思うたら前田さんが聞かれたんですが、今の赤い部分の5メートル以内ですよ、今後修理が出てきたときに、これは町が対応するのかそれともJRが対応するのか、これをお尋ねをいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず1点目の協定金額内に含めるJRの負担分ということでございますが、JRの負担分はございません。全額町の支出となっております。続きまして、今後の維持管理につきましては、JRさんが管理します鉄道敷部分については今後はJRさんの方で維持管理をしていただくことになっております。財産の方はですね、赤色の中で、JRさんの敷地内にある今回補修によってやり替えたものの財産は、あくまでもJRさんのものということになります。今後の維持修繕につきましては、赤色の部分はJRさん、緑色の部分は町の方で維持修繕を図っていくというルールになっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）まあ、そんなに大きな工事でもないのに6,000万を超すね、費用を負担をするという、私素人ですからわかりませんが、ま、悪く言えば、JRさんの言い値でね、何も交渉しないでやっておられるような気がする。全国的には、西日本のJRですね、これはどういう扱いでなるのか、あるいはJRが、特段自分とこでやるよ、というような工事の例ですね、これは何か基準があるのかどうか、お尋ねをいたします。それから5メートル以内をJRさんがやられるということであつたんですけども、この問題で、補修とか何とかいうのは全部JRはやってくれるんですか。5メートル以内、ここの踏切ではなくっても、よその踏切も該当するんじゃないかというように思うんですが、その辺はどうなるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず1点目の今回の協定費がちょっと高いのではないかとのご質問でございますけれども、今回の踏切の場所がちょっと特殊でございます。海田市

駅に近接しておる、それが先ほど申しましたように呉線が単線である、あと山陽本線が近くにあるということで、まずその安全管理のための信号制御というものが非常に複雑な箇所になります。したがって、協定金額に占める信通工事費というのがあるんですけども、こちらの金額が通常の箇所よりも高めになっております。それともう一つ、横に瀬野川がございます。こちらがございますので、支障物検知装置という踏切内で立ち往生した、まあ、人であったり車両であったりを検知する機械がございますが、これが、拡幅することによって、既存のものではですね、死角ができてしまうということで、それらに対応した支障物検知装置というのが非常に高いものとなっておりますので、こういう金額になっております。続きまして、5メートル以内というお話なんですけれども、JRが補修しますのは、軌道敷敷地内になります。で、先ほど申しました5メートルというのは、敷地から5メートル離れた範囲までを工事する際には列車の往来があるので事前にJRさんと協議をしてから工事をしてくださいという決まりがあるというものです。したがって、鉄道敷軌道敷内はJRさんの管理ですが、そこから5メートルの範囲というのはあくまでもその土地所有者さんの管理ということになります。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本でございます。ちょっと根本的な質問からいたしますが、私も長い間町会議員をやっております、JRさんに踏切内の横断歩道、歩道でも車道でも、拡幅する場合は、どこかの1か所をやめるかはどうかせな、そういうことはできませんという答弁がずっときて、今までね、今まではそういう答弁でした。この度は何もそういう条件なしで、はいそうですかちゅうことで承諾を得られたのか。それともう一つね、こちら側だけやってですよ、反対も同じ条件なんです。なぜ二つ一緒にされんのか。そこらが一番検討されにゃいけんことじゃないんですか。町民の安全性を考えたら、どこも一緒の考えじゃないんですか。それとね、今説明がありましたね、まあわけがわからん、9月じゃ遅いじゃへったくれじゃどうのこうの言われますよね。この承認案件を出されてね、25年度の何とか予算700万の予算の中で町の方はやったと、ね、承認案件で出された、まだ承認も何もしておらんのにもう工事の入札は入札結果が出てますよね。こういうことはね、この承認案件が済んでからでも入札されても間に合うんじゃないんですか。ちょっとね、物事を愚弄しちよるんじゃない。私はそう思うんじやがね。この承認案件が済んでから入札してから業者決めても、一つも間に合うんじゃないんですか、3月31日まで工期があるんなら。これ工期は12月26日まででね。こ

の承認案件が済んでから入札かけられてからでも十分間に合うんじゃないんですか。ええ、そういうね、細かい配慮がされてないんですよ。それをちょっと、第一回目ちょっとそれを聞く。1点目のあれは詳しく説明してください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、1点目のこれまでの踏切拡幅にあたっては、その他の踏切を閉鎖することをJRに求められるのではないかとのご質問でございますけれども、確かに求められております。JRの方からは、踏切のない里道といいますか生活用の通路となっております箇所を閉鎖をしてほしいという要望は受けております。しかしながら、時代の流れもございまして、踏切の前後で歩道が既にできている箇所については優先的に踏切内に歩道をつけなさいということが国の方から通達でJRさんのほうに出ております。したがって今回につきましては、要望として里道等の踏切のない箇所の閉鎖は求められておりますけれども、それとは別に、今回の工事は受けていただくことができました。続きまして、町道2号線のほうも同じような状態ではないかということでございますが、町道2号線につきましては、今現在、歩道の整備事業を進めております。今回と同じように、両側に歩道ができた段階で、JRの方に踏切の改良を申し出た方が、先ほどの通達の効果もございまして、よりスムーズに事業が進むと考えて進めさせていただいております。最後に、町施行の工事をこの議会認定の後でもよかったのではないかとのご質問でございますけれども、その分につきましては、今回の議会認定の案件につきましても、3月補正で議決をいただいて繰越をさせて執行する予定となっておりますので、よりスムーズに工事の完了を図るためには、町施行分によって前後の歩道を拡幅した上で工事を進める方が、工事手順としては、より安全にですね、進められるということをしてJRさんとの協議の中で話してまいりましたので、今回こういうような形でですね、事前に町の方の工事の発注をさせていただいております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）今のね、説明でね、ちぐはぐじゃないんですか、2号線は、町道の拡幅する工事を先にやって、やった後に踏切をやると。今回一緒にやって、そういうちぐはぐな計画をね、何で先に説明されんのかということよ。私もちょっと質問で出そうか思うちよったんじやが一般質問でも。よそのね、こういうことは、できるような対応そりゃあ踏切で事故があつて、ね、道路を広くしたら、踏切も何とかしましゅうちゅう国土交通省からの通達は知ってますよ。それはどこかで2、3か月か半年か3か月前か、事故

があってね、新聞でもテレビでも報道でもされたからよその県でも、大規模な道路拡幅をやって、踏切の拡幅、遮断機もつけると、新聞でもテレビでも言われたから知ってますがね、今の答弁ではね、こっちもこっちもあった、こっちはこっち、こういうふうにやりますと、同じような説明がなぜなされんのですか。私がいうのは。それからね、言われますが、問題になっていますが、今の畝の踏切ところの踏切でも、ほんじゃ、遮断機でもつけてくれと。事故が何回もありますよ、あそこでも。改良工事をしてくれいわれたら、今言われるように、なしにしてくれというあれが多いんですよ。今までの答弁の中で。役場は行かれませんか、わしらが建設委員会のときに、そういう要望があるんだがと、行ったらね、できればなしにしてくれと、というようなあれなんです。いっしょのことじゃないですか。勝矢の精米所のとこの踏切もいっしょでしょうが。そういう、ちょっと法的にそういうことができるんならね、順番にこうこうこうやりますと、というような、なんで答弁が返ってこんのですか、私が言うのは。今のふるさと館のところなんかでも、おたくらかかわちよったかどうかは知らんのじゃが、出木さんが課長か部長のとき。寄附しますから大型バスが通るように踏切になりますよいうて、ひとつもできちゃあへん、できんのじゃないですか。あの時にさんざん揉めたんですよ。どこか一つをやめたら、ほじゃあ広うしたると、いうように、ずっとそれで協議してきちよるんじゃないですか。今までは言われんにゃ町に対してのね、そういう働きかけがね、町からちゃっとなされてないから私が言いよるんですよ。そこを、もっとわかるようにする、ね、今佐中さんの答弁でも一緒じゃが、なんかわからん専門的な用語を使われてもね、一緒の事でしょうが。あそこにも事故がある、ほんじゃ事故がある所を優先的に何とかできんのかと、何でそういう J R との協議の内容をなぜ説明されんのですか。詳しく説明してくださいよ。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず基本的な考えですが今、議員さん言われたように大型バスとかいろんなお話が踏切の中で、通す通さんというお話しがあるんですが、まだ踏切の拡幅ですね、大前提は、車道部の拡幅は、絶対だめです。これは今まで J R と話して答弁しておりますとおりですね、車道部分を拡幅するというのはほぼ不可能に近い。ただし、歩道についてはまだ拡幅とかですね、整備をする余地があるということで今回もですね、建設課長が言いましたように、前後が歩道ができると、あそこの部分だけできてないということになればですね、まだ新たに歩道を設置して整備することができるというも

のでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）いや、そりゃわかるんじやが、もっとそのところをね、ほんじゃ私は、いつもあんたらはそういう言われますがね、車道がね、車道だけあってよ、歩道がなかったら、歩道もつけてくれいうたら、今まで車道の中へ歩道があったところをね、歩道つけたら、今のあった歩道のところも車道になっておるとがありますよ。なぜそういう場合もあるんじやから詳しく説明せんのですか。ええ。実際あるんじやないんですか。どこらはあんたおられたかどうか知らんが、ふるさと館建てるときでも、随分毎日日本旅客鉄道へ行って、随分協議したんですよ。だからあそこも拡幅工事が東さんとあれしてからきちっとお願いして、寄附してもらって拡幅して、ほじゃあ踏切も拡幅できますよちゅう、そういう答弁書をもろうてやったんじやないんですか。そういう事例がずっとあるんじやないですか、そういう事例が、だからそれをはっきりと詳しく説明を。もうちょっと誠意があるような説明してくださいよ。現に冗談抜きでの。議会が済んでから発注されても、別に。まあまだ承認案件じゃないどうのこうのじやいうて、だいたい頼むよのう。そこらはね、もう言うてもしょうがない、しょうがないことは無いんじやが、もうちょっとね、誠意ある説明を願います。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）踏切の状況によってですね、各状況によっていろんな考え方ができると思います。今議員さんが言われたところもいろんな考え方ができると思います。ただですね、今回、承認をいただく案件のところについては、JRさんとお話をしてですね、車道の幅は広げずに歩行者の安全に通行できるところだけは整備をさせていただきますということでお話をさせていただいて、それには協力いたしますということでJRさんからご協力をいただいて今回の工事に至ったということをご理解いただければと思います。

○議長（久留島）ほかにございませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。確認と何点か質疑があるんですけども、まず、先ほど前田議員も質疑されたんですけども、今回のこの工事の予算というのが3月の繰明、繰越明許でやられて、これはですから6月定例会で報告3号でありました町道3号線の繰越明許、8,700万、これだと思っておりますけども、この中に、前田さんがさっき聞かれたのは、町施行分ですよ、これも一緒にこれに入ってたのかというのを確認したかった

んですよ。それが1点。それからもう一個、前田議員のもう一個質問質疑の中で、6月初めに協定書がこちらに届いたとあったんですけども、それ聞きながらちょっとおかしいなと思ったんですけども、協定書ってのは、町とJR協議をしながら、事前協議をしてその上で、お互いがじゃあこれでOKですよってなった上で協定書にハンコかなんか押すんじゃないんですか。その場で、協定書というのは、お互いでこれで持ち帰って協議終わりました、ということになるんじゃないかと思ってたんですよ。報告、今の前田議員に対する答弁では、6月初旬に来ましたんで、6月定例には間に合いませんでしたという答弁があったんで、その確認をさせてください。それとですね、そういった中でそういった協定書、事前協議をやっていく中で、だれがどういった発言をして、お互いがこういったことを認めたというそういう議事録みたいなこと、ある程度の、全てを残せという訳ではないんですけども、どういった発言内容はお互いが認めたという議事録、そういったのは残っているのか、それをまず先にお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず1点目の8,000万の中に町施行分が含まれているのかというご質問でございますが、町施行分は含まれておりません。続きまして、協定書なんですけれども、こちらの方は6月の6日だったと思います、JRの方から協定書を結んでくださいという依頼書が到着しております。最後に、協議録の件ですけれども、これにつきましては担当者の方で協議を重ねておりますけれども、それらの協議は全て残っております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）それでは町施行分の繰越明許の、繰明計算書はどこにどういうふうな報告があるのか6月定例の報告のときにはこういったものが出てないんですけども、それはどこを見たら、どういう報告がこちらにあったのか。3月定例、すみません私がそこまで覚えて調べてないんですけども、確かにこちらで繰越明許は認めたかもしれませんが、この報告案件では出てないと思うんですけども、その報告は私どもにどういう形でされたのかなというのがあるんですよ。協定書に関してはまあだいたいいいんですけども、この工事に関してですね、僕が知っている限り、工事協定書の締結っていう議案が出たことは、あんまり僕の記憶ではあまりなくてですね、初めてかなっていうふうに思ってるんですけども、この工事自体がいわゆる普通の工事と違って、海田の業者とのいわゆる入札であって、請負と違って委託契約のような形になると思うんですよ。

そういったときに、請負契約であれば海田町が管理っていうか検査とかしますよね。委託契約の場合に、一応 J R これから業者を発注すると先ほど答弁があったんですけども、じゃ、海田町がどこまでその管理権限・監督権限があるかというのは、どこまであるんでしょうか。

○議長（久留島） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時40分 休憩

午前 9時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。建設課長。

○建設課長（木村） はい、先ほどの答弁のことで少し訂正をさせていただきます。私の方が 8,000 万というふうに聞き違えておりました。8,700 万が繰越されてると思うんですけども、この 8,700 万の中には町分も含まれております。

○議長（久留島） 建設部長。

○建設部長（久保田） 2点目のですね、管理のことでございますが、基本的にはですね、J R の今の通信とかですね、信号機器とか、非常に複雑で高度なシステムでございます。そういったことですね、一応施工管理等々は、全て J R の方にやっていただくということになっております。

○議長（久留島） ほかにございませんか。住吉議員。

○5番（住吉） 5番、住吉です。当初予算で 8,700 万、確か前はもっと少なかったはずですが途中で増額したというふうに記憶しております。で、今回町施行分とこの協定金額合わせても一千数百万もまだ余るんですよ。この一千数百万また別の工事、これから先、ここでやるということによろしいんですか。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） 残った一千数百万をここで工事をやる予定はございません。

○議長（久留島） 住吉議員。

○5番（住吉） で、疑問に思うのが、なぜ増額して 8,700 万までにしておきながら実際協定結んだらこんなに安い。安いに越したことはないんですが、そもそも軌道敷内は J R しか工事できない、入札はできないですよ。ということは、最初の段階でもう工事金額はある程度わかっていたと思うんですよ。にもかかわらず、今回こんだけ予算が余る

いうのはいったいどういう積算をしたのか。増額のために、必要なんです。だから増額させてくださいということで提案されたと思うんですが、ふたを開けてみればここまで増額せんでよかったじゃないか。じゃ残りの千数百万別の事業に回せたじゃないか。要はもったいないですよ。なぜこのような、これだけでも金額が差が開くのか。入札の工事ならわかります。今回委託です。ということは事前に金額がわかっていたはずなのに、なぜこんなに金額が残るのか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、こちらの3月補正の予算編成のタイミングにちょっと関連が出てまいるんですけども、3月補正の場合大体2月ぐらいに予算の計上の締めがくるんですけども、この段階で、JRさんと協議しておいた段階ではですね、協定金額は8,000万でございました。その後JRさんとの協議の中で、協定内容について、再積算であったり単価のことであったり、そういうことで、どうしてもJRさん側としては、それよりもオーバーして工事が終わってしまうと困るので、安全サイドで恐らく協定金額を積算されてるんだらうなというのがございましたので、その精度をより高めていただくようにずっと内容について協議を重ねてまいりました。その結果今回ここまで下げさせていただくことができたものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）それはそれでよろしいことですが、そもそもこの工事は昨年度やる予定でしたね。期間が伸びてるはずなんです。というか、今言った協議もとっくの昔に終わっていいはずなんです。それがここまで伸びているのに、今頃になってもっと安くなった、その理屈がちょっとよくわからないのです。そこまで詰める、協議する時間、昨年度のうちに十分あったと思うんですよ。それがなぜこのようなことになるのか、それが納得いかないの、もう一度答弁願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃることは私もよくわかるんですが、残念ながら、踏切工事はほぼ全ての主導権がJR側にありまして、こちら側としては、まず、途中で崎本議員の質問にもあったように、やってもらえるかどうかというところから、やらせてもらえるかどうかとかいうところから、まず協議に入らなければいけない。次には、どの順位でやってもらえるか、いつやってもらえるかというのも、あちらさんの方が、この時期にやりましょうと言われると、早くから協議に入ってももっと早くしてくれと言われて

でも、いやうちの事情でできませんと言われれば、先ほど建設部長等も言うておりますけども、安全確保のために工事ができるのはこの時期しかありませんと言われますと、最終的にはそうですかとなる訳です。それから、いま一つ、私どもがどうしても予算のことございますから、最終的に途中協議では補正を組まないといけませんと、予算を組まないといけませんと、その際に、後から増えるというのは、できるだけ困ると、どれだけ総額が要るのかという形の中でしたいので、と言いますと、やはり最初は少し多めに言ってこられると。これもその段階でどういうんですか通常の契約とかそういう考え方からいくと積算がきちんとした数字が欲しいという訳ですが、それは最後の実施設計を全部挙げるまでは決まらなないと。最初の概算設計でしかまず最初は話ができないし、概算設計を飲まないんであればほかにもたくさんその要望が出ていますからと言われれば、こちらとしては、まず概算の金額でそれをお願いしますという、まず要望書を出さざるを得ない訳です。で、最終的に当然に、その金額をそのまま認める訳にいきませんから、さっき部長・課長が言いましたように実施設計をやってもらう中では、ここは不要なんではないですかとかというあれを進めていきまして、最終的にこの金額でこういう工事ならいいだろうという形で、向こう、それも本社の方から協定書が送られてきて初めてこっちがそれを今飲めば、こちらが高過ぎるとかここは要らないだろうともしあれがあれば、工事を流すという方法しかないのが、現在踏切工事で、ある意味確かに少し聖域になっている部分、住民の安全確保のため町はそういう責任を負ってる訳ですが、少しまだ鉄道事業者の方が強いというところになっているので、これは、おっしゃられる趣旨よくわかります。本来予算を組むときに、こちらが積算できるのであればいい訳ですけども、踏切工事については、鉄道事業者の側からの積算を信じて予算を組ませていただくしかないということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。何点かお聞きします。1点目、まず、この締結について契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条いうのは、これ自治法の関係じゃなくてこれを持ってこられた理由をまず1点目に教えていただきたい。次に、先ほどおっしゃられた予算の問題、3月、皆さんに絡んでくるんですけども、副町長の答弁の中で、工事が本当にできるかどうかわからない、そういう状況の中で、向こうの言い値の値段を増額された、したと。僕それについて反対という意味じゃないんですが、そういう状況にある中に、練明にしなきゃならなかった理由、それから、本来であれば、当然あつ

ここで一遍予算を落として新年度予算に組替えるべき案件ではないかと思われる。これには副町長の答弁にもありましたように、JRっていうのはJRの絡みの工事についてはほんと聖域であって、我々の方の希望でこういうふうにしましょうということができないのは、これ事実であろうと思います。その状態にあえて繰越明許にすることによって予算を使えなくなる状態が出てくる問題よりも、新たにもう新年度でしか工事協定が結べないのであれば、新年度に本来予算を組むべきではなかったのではないだろうか。それをあえて繰越明許でされたのがちょっと今までの説明中で理解できないというのがありますのでその辺の答弁をお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目は後から担当から説明させますが、2点目について言いますと、協議を進める段階で予算の裏づけを求められていましたので、昨年度の段階でも予算が必要だったということでございます。新年度の予算ではだめだと。その時点で予算があるということも担保が必要という形で、昨年度予算で繰越明許で、昨年度から今年度にかけて予算があるということを求められたということでございます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）1点目の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条につきましては、地方自治法第96条第1項第2項により、議会の議決に付さなければならない契約の金額を定めたものでございますので、これを根拠に、この度議決をお願いするものでございます。こちらの地方自治法の第96条に定める議決につきましては、工事又は製造の請負となっておりますが、こちらは工事請負費による工事だけではなく、請負以外の契約も含むというふうに解されておりますので、この度の工事委託につきましても、議決をお願いするものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第40号議案は、原案のとおりこれを決します。以上で本臨時会に付議されました案件は終了いたしましたので、会議を閉じます。これにて平成26年第5回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでございました。

午前 9時54分 閉会